

KSKR

No.261

2020  
Apr.

4

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kiyuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

### 奈良県自閉症協会総会に ついてのお知らせ

**猛**威をふるう新型インフルエンザ感染症により、奈良県も緊急事態宣言の地域に追加され、亡くなられた方もあり、更なる流行の兆しが見えます。前回の絆でお知らせしたとおり、5月22日10:30～15:00 やまと郡山城ホール会議室BCで第13回特定非営利活動法人奈良県自閉症協会の総会を予定しています。NPO法人は、毎年1回必ず社員総会を開催することが義務づけられていますので、社員総会の開催を省略することはできません。そこで今年度の総会は会員のみによる小規模なものとし、委任状を多く集めて総会を成立させる形で実施したいと思います。ただ、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、会場が使えない場合もあり、変更もありうることをご了承ください。その場合、会員の皆様には追って、お知らせいたします。みなさまのお力で、なんとか、この困難な状況を乗り切りたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。(河村)

**奈**良県の呼びかけ。新型コロナウイルス感染「うつらない・うつさない」の徹底  
奈良県民への要請 (特措法第45条

第1項)・奈良県が緊急事態宣言の地域に追加 ・県内でも流行の兆し。4月16日、全都道府県に対して、等特別措置法に基づく、「緊急事態宣言」が発出され、奈良県が緊急事態宣言の地域に追加されました。これまで以上に、人と人との接触を避けるため、不要不急の外出を控えていくことが求められています。  
○「医療機関への通院、食料品・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への通勤、健康維持のための散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛をお願いします」(うつらないの徹底)  
○「繁華街の接待を伴う飲食店等うつる可能性の高い施設の利用自粛をお願いします」(うつらないの徹底)  
○「症状(発熱、咳、味覚・嗅覚異常等)のある方や、うつされた心配のある方は外出を控え、自宅待機をお願いします」(うつさないの徹底)  
・大都市では感染が急速に拡大しており、大都市からの人の移動等によりクラスターが大都市外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られる。  
○「そのような大都市への往来自粛をお願いします」(うつらないの徹底)  
○「県内からそのような大都市へ通勤されている方は、できる限り在宅勤務をお願いします」(うつさないの徹底)  
●「特に、大型連休期間においては、

不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を自粛するようお願いする」(うつらないの徹底)  
他府県民への要請  
○「お住まいの地域で、休業要請が行われている施設(遊興施設、遊技施設等)への府県境を越えての利用は控えていただきたい。」(うつさないの徹底)  
○「他府県から奈良県への通勤者は、できるだけ在宅勤務をお願いします。」  
咳エチケット、手指消毒、部屋の換気の励行を要請(うつらない・うつさないの徹底)  
詳細は県ホームページをご覧ください。<http://www.pref.nara.jp/54373.htm#005> (河村)



一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

<p>関係事業者団体代表者殿へ 厚生労働・総務・法務・文科の 各大臣からの要請</p> <p>令和2年4月13日 新型コロナウイルス感染症に係る 雇用維持等に対する配慮に関する要 請について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響 により、人や物の動きが停滞し、事 業活動を縮小せざるを得ない事業者 が生じており、経済全般にわたって 甚大な影響をもたらしているところ です。</p> <p>また、4月7日には新型インフル エンザ等対策特別措置法に基づく新 型インフルエンザ等緊急事態宣言が 発出され、今後、更なる経済へ影響 がもたらされることも懸念されま す。</p> <p>こうした状況等を踏まえ、政府と しては、過去にない規模となるGDP の2割に当たる事業規模108兆円の</p>	<p>経済対策を講じてまいります。特に、 事業継続や雇用維持のたれ実質無利 子・無担保の資金繰り支援策を民間 金融機関に拡大するとともに、特に 厳しい状況にある中小・小規模事業 者等に対する給付金制度の創設、納 税や社会保険料の支払い猶予等の措 置を講じてまいります。また、雇用 調整助成金の特例措置もさらに拡充 し、解雇等を行わない雇用を維持す る企業に対して、正規、非正規に関 わらず、中小企業は9/10、大企 業でも3/4に引き上げるなどの助 成率の上乗せや、雇用保険被保険者 でない労働者の休業の対象への追 加、申請に係る負担の軽減などの追 加措置を実施します。</p> <p>貴団体におかれましては、これら の施策も活用いただくとともに、新 型コロナウイルス感染症の世界的な 拡大と緊急事態宣言という前例のな い状況下において、特に急激な事業</p>	<p>変動の影響を受けやすい有期契約労 働者、パートタイム労働者及び派遣 労働者並びに新卒の内定者の方々等 の雇用の維持を図るため、改めて、 下記の事項につきまして、なお一層 のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>記</p> <p>一 事業継続に向けた資金繰り支援 を活用していただくとともに、雇用 調整助成金の特例措置等を活用して いただき、従業員の雇用維持に努め ていただくようお願いいたします。 また、教育訓練を行った場合には雇 用調整助成金の助成額が加算されま すので、新入社員については教育訓 練の機会を設けるなど将来の戦力と して雇用を維持していただくようお 願いいたします。</p> <p>二 職を失った方の再就職を促進す るためにも求人を積極的に提出して いただくなど、職を失った方の雇入 れについて特段のご配慮をお願いい</p>
<p>たします。また、新卒者については、 中長期的な視点に立って採用を進め ていただくようお願いいたします。</p> <p>三 2019年度卒業者等のうち入城 時期の繰下げをしていた内定者につ いては、できるだけ早期の入職日を 確定させるなど、特段のご配慮をい ただくとともに、対象となった方か らの補償等の要求には誠意を持った ご対応をお願いいたします。</p> <p>四 2020年度卒業予定者等が十分 な就職活動を行えるよう、多様な通 借手段を活用した説明会や面接・試 験等、柔軟な日程の設定などによる 一層の募集機会の提供を行うなど最 大限柔軟な対応を行うようお願いい たします。</p> <p>五 障害者の方など課題を抱える方 の雇用の安定に向け、特段の配慮を お願い申し上げます。また、外国人 労働者についても、日本人と同様の 配慮をお願いいたします。</p>	<p>六 有期契約労働者、パートタイム 労働者及び派遣労働者の方々等の雇 用の安定等を図るため、解雇、雇止 めや安易な労働者派遣契約の解除等 はお控えいただくなど特段の配慮を お願いいたします。やむを得ず解雇、 雇止め等をしようとする場合でも、 労働者の生活の激変を緩和し求職活 動への支障が生じないよう、社員寮 等に入居している労働者が離職後も 引き続き一定期間入居できるよう、 できる限りの配慮に努めて頂くよう お願いいたします。</p> <p>七 新型コロナウイルス感染症の拡 大を防ぐため、有期契約労働者、パ ートタイム労働者及び派遣労働者 の方々を含め、有給の特別休暇制度を 設けるなど労働者が休みやすい環境 の整備、テレワークや時差通勤の積 極的な活用の促進、従業員の感染の 予防にむけた取組等を行っていただ きますようお願いいたします。その</p>	<p>際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器 疾患など）を有する方々に十分な配 慮をしていただくようお願いいたし ます。また、小学校等が臨時休業と なる場合等もありますので、子ども の世話が必要な労働者が休みやす い環境の整備をお願いいたします。</p> <p>以上</p>



**厚生労働省社会・援護局障害  
保健福祉部障害福祉課から都  
道府県・中核市・各指定都市  
障害保健福祉主管部あての  
事務連絡**

令和2年3月30日  
障害者支援施設における感染拡大防  
止と発生時の対応について  
障害者支援施設における新型コロナ  
ウイルス感染症の感染拡大防止につ  
いては、「社会福祉施設等における  
感染拡大防止のための留意点につ  
いて」(令和2年3月6日厚生労働省  
健康局結核感染症課ほか連名事務連  
絡)等においてお示ししてきたとこ  
ろですが、障害者支援施設における  
大規模な感染事例が発生している状  
況を踏まえ、改めて感染拡大防止の  
取組の徹底をお願いいたします。  
管内の障害者支援施設に対して周知  
をお願いするとともに、都道府県に

おかれては、管内市町村(特別区を  
含む。)に対する周知をお願いいた  
します。

(1) 新型コロナウイルス感染症の  
感染やその拡大を防ぐための対応・  
新型コロナウイルスの感染拡大防止  
の観点から、職員や面会者等への対  
応と利用者への対応における留意点  
を「社会福祉施設等(入所施設・居  
住系サービスに限る。)における感  
染拡大防止のための留意点につ  
いて」(令和2年2月24日厚生労働  
省健康局結核感染症課ほか連名事務  
連絡)(以下「2月24日事務連絡」  
という。)において周知しているの  
で、参照いただきたい。(参考1)  
・職員が新型コロナウイルスに感染  
する事例が報告されていることから、  
感染リスクの高い場所を避ける  
よう「社会福祉施設等に職員に対す  
る新型コロナウイルス集団発生防止  
に係る注意喚起の周知について」(令

和2年3月25日厚生労働省子ども  
家庭局総務課少子化総合対策室ほか  
連名事務連絡)において周知してい  
るので、参照いただきたい。(参考2)  
(2) 新型コロナウイルスへの感染  
が疑われる施設利用者等への対応・  
感染が疑われる利用者や濃厚接触が  
疑われる利用者は、原則として、ま  
ず個室に移すことや協力医療機関へ  
の相談、「帰国者・接触者相談セン  
ター」への電話連絡等、感染が疑わ  
れる者が発生した場合の留意事項を  
「2月24日事務連絡」及び「社会  
福祉施設等における感染拡大防止の  
ための留意点について」(令和2年  
3月6日厚生労働省健康局結核感染  
症課  
ほか連名事務連絡)において周知し  
ているので、参照いただきたい。(参  
考3-1、2)  
また、実際に施設利用者又は職員が  
新型コロナウイルス感染症に感染し

た場合、速やかに感染した利用者を  
個室に移すことや、医療機関との連  
携などの対応が必要になることか  
ら、(2)への対応とあわせて、実  
際に障害者支援施設で生じた場合を  
想定し、具体的な対応を検討してお  
くことが適当です。

なお、実際に施設利用者又は職員が  
新型コロナウイルス感染症に感染し  
た場合の具体的な対応の流れにつ  
いては別途お示しします。



**日本自閉症協会の全国大会も中止となりました！**

一般社団法人日本自閉症協会

第26回全国大会(山梨大会)開催中止について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、本年10月31日・11月1日の全国大会開催について、新型コ  
ロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、延期を含め現地の意向も伺いなが  
ら検討を重ねて参りました。しかしながら、参加者の皆様の安心、安全、  
および準備について十分な対応が難しいとのことから、今回の山梨大会  
を延期ではなく中止せざるを得ないという結論に至りました。本来、理  
事会および総会での検討を経て決定すべき事案ではございますが、諸予  
約のキャンセル等関係先との調整の期日があるため、皆様には、全国大  
会中止についてご了承いただきますようお願い申し上げます。事後とな  
りますが総会にてもお諮りする予定です。今後については、常任理事会  
等で検討し、理事会、総会に諮る予定です。取り急ぎご連絡とご了承の  
お願いを申し上げます。よろしくお願いたします。 敬具

2020年4月23日

【担当・問合せ先】担当理事：石井 啓 事務局長：大岡千恵子 一般  
社団法人 日本自閉症協会 〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22 築地  
ニッコンビル 6F 電話 03-3545-3380 Fax03-3545-3381



## 新型コロナウイルス感染症対策 に向けての緊急要望書

京都府知的障害福祉施設協議会・京都社会就労センター協議会・きょうされん京都支部より京都府知事および京都市長に出された要望書

（令和2年4月16日）

平素より障害者福祉の推進にご尽力されておりますことに心より敬意を未します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、昼夜を分かたず奮闘をいただいていることに心より感謝申し上げます。しかし、我が国を含む世界的規模での拡大はまだ終息の兆しも見えない状況が続いており多くの市民の不安と混乱を広げております。国は4月8日に史上初めての「緊急事態宣言」を発出し生命と健康を守り、平常の市民生活を守る行動を呼びかけ必要な施策

をはじめました。京都市におかれましても終息の兆しが見えない状況の中「宣言」に準じるとして地域の指定を国に要望されこれ以上の拡大防止に最大限のご努力をされていると承知をしております。一方、障害者福祉サービス事業所では今まで経験をしたことのない様々な対応に翻弄されながらも障害児者、家族を支える活動を懸命に取り組んでいるところと見受けられます。このような状況下で私ども障害関連4団体は共通して直面している諸課題につき早期の解決を願いました。利用者の命と健康、それを支える私ども事業所を守るため何とぞ早期に手立てを打っていただきますようお願い申し上げます。記 1、感染防止に関して

① 障害児者、家族への感染予防策について情報提供をおこなうこと。また障害のある人にもわかりやすい

情報提供をしてください。② 引き続きマスク、アルコール消毒液の確保をお願いします。同時にサージカルマスク、防護用着衣等医療用備品等の配布ができるようにしてください。

### 2、検査と治療体制に関して

①障害者支援事業所内関係者（利用者、職員、それぞれの家族等）に濃厚接触者、可能性が高い不顕性感染者、また軽度の発症者が発生した場合のそれぞれの具体的なマニュアルを示してください。

②とりわけ、医療機関、保健所との連携の充実、自宅やグループホームで療養する際の医療スタッフ、専門職員の配置と支援体制等を示してください。

③グループホームや事業所建物内、また法人独自で確保した「個室療養設備」に対して設備整備、備品に係る経費の補助をしてください。ま

た人的派遣等の援助をしてください。

④また陽性、陰性の確認が早期にできるようPCR検査の早期実施ができるようにしてください。

⑤障害により自宅やグループホームでの療養が困難な障害者は優先的に入院（軽度者専用の宿泊施設等）できるようにしてください。また軽症の感染者が待機する施設の確保とその施設へスムーズに入居できるようにしてください。

### 3、福祉事業所支援に関して

①感染症対策として利用者が休所や一時帰宅等行った際電話等による支援を市区町村が認めれば報酬の対象となるという臨時的な取扱いについて、この措置が全事業に適用できるよう明確にしてください。日中事業所等の休止等により自宅待機した場合に臨時的に居宅介護等訪問系の支援を利用できるようにしてください

い。またこの対応が市町村ごとに格差が生じないようにしてください。

②感染防止のため従来の公共交通機関の利用者が事業所の送迎車等を利用した場合、事業の別なく柔軟に送迎加算の対象としてください。

③事業所で働く職員の離職を食い止めるため「雇用調整助成金」を全額支給してください。

④感染リスクの高い環境で支援に関わるすべての職員（職種、雇用形態にかかわらず）に「特別手当」の支給をしてください。

⑤障害福祉事業所における生産活動も大幅な縮小を余儀なくされており、利用者の工賃等への影響が懸念されます。就労継続B型の報酬低下につながらないように配慮してください。また事業所製品を一括買い上げするなど工賃を補てんするための措置を講じてください。

⑥就職活動支援では、企業において

実習の中止や求人の見直しなど障害者雇用が進まない状況にあります。就労移行支援の期限の延長等、柔軟な対応をお願いします。



## 3月30日付で出された 日本自閉症協会からの お願い

厚生労働省ご担当様 日本自閉症協会 会長 市川宏伸 2020.3.30  
千葉東庄町の北総育成園での新型コロナ集団感染を受けて、障害者福祉施設での再発防止のための当面のお願い

新型コロナから利用者を守ることが現在のもっとも重要な支援だと考えています。

当協会に関係者から今日までに寄せられた要望を列記します。

### 1. 全般

a. 今回の北総育成園での集団感染で分かったことを至急フィードバックして欲しい。

(推定でもよいので、それを参考に、各施設で現在行っている感染予防を見直せます) 例：・侵入経路と感染

### 拡大の経過

- ・保護者の訪問や帰宅ルール、マスクやアルコールなどの利用状況
- ・職員と利用者の健康管理基準、それで十分だったか

b. 専門家による各福祉施設への感染予防の指導(当面は指針でも)

長期戦となることから、今後、感染症の専門家による施設における感染予防のテキスト作成や講習会の実施  
2. ウイルスの施設内への持ち込み防止に関して

- ・必需品不足の解消：マスク、手袋、手指消毒用洗剤や除菌用アルコール、防護服などの感染予防必需品を医療機関同様に施設も優先的に入手できるようにしてほしい(参考資料)
- 除菌用アルコールは携帯用容器も必要

皮膚アレルギー者のための手指消毒用剤の代用品の紹介

マスクは使い捨てマスクを防護服

### の使い方の指導

- ・予防的検査はできないのか(症状のない感染者が感染を広げているのではないか)
- ・感染が疑われる支援職員や利用者が出た場合、疑いの段階で予防的検査が出来ないか。
- ・検査結果を得ることを早められないか。(検査結果を待つ間に感染が拡大する)
- ・体温測定方法など基本的な事柄の正しい知識の普及と徹底
- ・精度高く簡単に体温を測れる機器の紹介(接触回避)
- ・外出規制(自粛要請であれ、指示であれ)について
- 支援者(保護者含む)との、人と接触のない屋外での散歩などは容認されること。(施設内、居室内に閉じ込めることは不安定につながるため)
- 3. 感染者やその疑いがある職員や

利用者が生じた場合の施設内感染拡大防止

・施設内隔離の方法と支援の方法の指針

・感染者および疑いのある利用者をついでない利用者とは分離することが施設内だけでは限界がある場合の地域の協力態勢のお願い

・施設内で、陽性だが重症化していない複数の利用者を支援する際、防護服を着用して支援することは、着脱や障害者の予想される行動から考えて、なかなか現実的ではありません。現実的で感染リスクの少ない方法を専門家から示してほしい。

・施設や GH で利用者の行動範囲を制限するために居室や区域に施錠をすることの運用指針

- ・発生時の職員確保と応援体制
- ・支援施設と職員の経済的補償(事業継続が困難で閉鎖となることを防ぐため)

### 参考

必需品の必要量の例

利用者100名の施設「けやきの郷」の希望例。

6事業所分(障害者支援施設、生活介護事業、就労継続 A 型、B 型、短期入所事業等)

消毒液福岡の餃子専門店黒兵衛さんからの情報

オーナーさん自身が発達障害の当事者であり、多くの障害を持つ人を雇われています。そして自閉症・発達障害者の人たちの感覚過敏などの特性を生かし味覚の鋭さを商売に生かしておられます。障害者雇用16年、餃子一本で頑張っておられます。全国に宅急便で送ってくれます。

<http://kurobee007.shop-pro.jp>

130L × 3ヶ月 = 390L

マスク 3300枚 × 3ヶ月 = 9900枚

手袋 3000組 × 3ヶ月 =

9000組

体温計 12本(高性能/赤外線対応)

以上



## コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守る Q&A

(現金給付編) 2020年4月17日版  
いのちとくらしを守る何でも相談会  
実行委員会  
(生活支援臨時給付金)

Q 1 1 世帯あたり 30 万円の現金給付がされるという話に加え、最近、1 人あたり 10 万円の現金給付がされると聞きましたが、どういう要件でいつからされますか？

A 4 月 7 日に「生活支援臨時給付金(仮称)」を支給することが閣議決定されましたが、4 月 17 日の報道によれば、これを撤回し、所得制限なしで 1 人 10 万円の現金支給をする方向であるとされています。詳細は全く不明なので、総務省の HP やコールセンター(03-5638-5855)で確認してください。

※ 総務省 HP

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/kyufukin.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html)

(持続化給付金)

Q2 中小企業 200 万円、個人事業者 100 万円の現金支給がされると聞きましたが、どういう要件でいつからされますか？

A 今年 1 ~ 12 月のうち、売上げが前年同期より 50%以上減った中小企業やフリーランスなどの個人事業者(NPO、社会福祉法人含む)が対象で、詳細は 4 月最終週に公表予定とされています。経済産業省のパンフや相談ダイヤル(0570-783183)でご確認ください。

※ 経済産業省パンフ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

※ よくある問合せ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>

## 日本自閉症協会 ASJ 保険の新型コロナウイルス感染による「入院」の取扱いについて

ASJ 保険の目的は「自閉症児者が抱える医療現場での本人・保護者・支援者・医療従事者の負担を軽減し、自閉症福祉関係者の安心・安全を提供する。」です。そこで、今回の新型コロナウイルス感染による「入院」の取扱いについて、以下の通り特別の対応が行われます。

○新型コロナウイルスに感染し、法令に基づく措置または医師の指示の下、軽症や無症状の被保険者の方がホテルなどの臨時施設または自宅・入所施設等の利用者が該当施設で療養する場合は「入院」とみなします。但し、上記の自宅・入所施設等での同居の家族や施設職員による見守り看護、およびホテルなどの臨時施設での同居や一時的な訪問(例：

着替えを持っていく・病状を確認する)等の行為は「付添」とはみなしません。補足 1) 本来当保険での入院は病院等医療機関への入院限定ですが、それを拡大して運用します。2) 通常は入院の領収書をもって請求根拠としていますが、入院もそれ以外でも通常の領収書が発行されるかどうか、現時点では不明です。よって療養の理由及び期間が証明される何かの書類があれば請求根拠として運用します。現段階では書類名等が指定できません、実際の確認の中で明確にします。3) 療養する場合との限定は、当保険は医療に伴う入院保険ですのでウイルスに感染していない段階(濃厚接触者として等)でのホテルや自宅・施設等での待機は含まないとするものです。4) よって通常は、入院臨時費用の 1 入院 5,000 円 及び 1 日当り入院諸費用の 1,000 円 / 日 が対象となります。

これらに関するお問い合わせ先：保険事務局フリーダイヤル 0120-880-819 (河村)




## 障害のある方のための LINE 法律相談

緊急事態宣言が全国に拡大し、各地での法律相談センターの面談相談が相次いで休止になっています。相談先がなかなか見つけにくくなってきているようです。全国トラブルシューター弁護士ネットワークで、5月8日まで障害者、そのご家族、支援者を対象に LINE での相談を受けてます。必要な方は是非ご利用ください。… 障害のある方のための LINE 法律相談…

緊急事態宣言の対象地域に住んでいる方から、「弁護士に相談したくて電話したけど閉まっていた…」とか、「相談の予約はできたけど、外に出て、直接会って相談するのは不安…」などの声が寄せられています。そこで、私たち全国トラブルシューター弁護士ネットワーク(通



<p>称「トラ弁ネット」)は、「障害のある方のためのLINE法律相談」を始めます!みなさまのお悩みに、トラ弁ネット所属の弁護士が、LINEでお答えします!</p> <p>【誰が相談できるの?】緊急事態宣言、独自の宣言などで弁護士等へ相談することが難しい方で障害のある方であれば、どなたでも相談できます(医師の診断がなくても大丈夫です)。ご家族や支援者など、障害のある方を支援している方も相談できます。</p> <p>【どんな相談ができるの?】お金の問題や離婚のような家庭問題など、どんな相談でも大丈夫です。生活に関する相談については、ソーシャルワーカーによるアドバイスも受けられます。</p> <p>【いつ相談できるの?】相談を受け付けるのは、2020年4月13日(月)~2020年5月8日(金)</p>	<p>の平日、10:00~18:00までです。休日も相談を送信できますが、弁護士から返事が来るのは平日になります。</p> <p>【お金はいくらかかるの?】お金がかかりません。無料です。</p> <p>【どうやったら相談できるの?】次のリンクから公式アカウントへアクセスしてください。  <a href="https://lin.ee/qFG0tGa">https://lin.ee/qFG0tGa</a> ご相談をお待ちしております!(トラ弁ネットホームページより)</p> 	<p>2020年4月20日</p> <p>内閣総理大臣 安倍 晋三 様 厚生労働大臣 加藤 勝信 様</p> <p>認定 NPO 法人日本障害者協議会 (JD)</p> <p>代表 藤井 克徳</p> <p>【緊急要望】障害のある人のいのち・健康・くらしを守るために          新型コロナウイルスの感染が各地で広がり、障害者施設でもクラスターが発生しています。感染拡大の要因の1つに PCR 検査が受けにくいことや、医療へのアクセスの困難さが指摘されています。障害のある人の中には呼吸器の疾患、腎臓病、糖尿病、また、難病、生きるために常に人の支えを必要とする人たち、日常から医療的ケアを受けている人たちがいます。障害のある人の多くは感染によっていのちにかかわる危険性が高く、現在は危機的状況と言えま</p>
<p>す。WHOでも障害のある人が新型コロナウイルスの影響を大きく受けやすいことを指摘し、障害のある人への追加の配慮を求めています。また、いのちの選別が行われることへの懸念があります。海外では感染が拡大し、医療崩壊する中で、高齢者や障害者には人工呼吸器を装着しないという動きがあると報道されています。いのちの選別は決して行われてはなりません。二度と優生思想、優生政策の広がりを許してはなりません。日本障害者協議会(JD)は、障害のある人のいのちと健康・くらしを守るために、以下のことを緊急に求めます。</p> <p>1. 感染予防と拡大防止に緊急に必要なこと</p> <p>1) 入所施設・グループホームの感染予防と感染拡大の防止          入所施設、グループホームなど集団での生活の場では、クラスターが起</p>	<p>こる危険性が高く、日々感染予防に注力しています。しかし、感染予防のための専用の物資が足りません。感染者が出る前に消毒液、防護衣、サージカルマスクや N95 マスクなどの高機能のマスクを定期的に供給してください。</p> <p>2) ホームヘルパーの一律の訪問中止を避けるための訪問マニュアルの作成          発熱などで一律にホームヘルパーの派遣が中止されることは、障害のある人の生活の基盤を大きく揺るがします。厚生労働省は具体的な訪問時のマニュアルを早急に作成し、ホームヘルパーが感染症に対する必要な知識を得て、訪問を継続できるように各事業所に周知徹底してください。</p> <p>3) ホームヘルパーを感染から守るための措置          障害のある人にとって、ホームヘル</p>	<p>パーの派遣は生きていくために必要不可欠です。また、感染拡大などにより、通所サービスが利用できなくなった時にホームヘルプサービスは代替えサービスとして必要となります。ホームヘルパーの感染防止のためにサージカルマスク、消毒液、防護衣などを早急に供給してください。</p> <p>4) 感染予防のための事業所の臨時休業・受入れ縮小の際の障害のある人の給与や工賃の保障          感染リスクが高い人や公共交通機関を利用して通所する人たちは、在宅での支援に切り替える場合があります。働いている障害のある人には公的な工賃保障の仕組みがありません。障害のある人の給与や工賃の保障を早急に制度化してください。</p> <p>5) 感染予防のための臨時休業などの際の職員の雇用保持          障害者の事業所に対しては緊急事態</p>

宣言を受けて臨時的取扱いが行われていますが、自治体間格差があります。臨時的取扱いに自治体間格差がないようにし、職員の雇用を守ってください。

6) 感染予防のための換気や衛生条件の整った場所での小規模分散での支援のための公的施設の一時活用障害のある人にとって通所先を一時的であっても失うことは、生活基盤を奪われることでもあります。できるだけ密集しない環境で事業所を継続させるためには、小規模分散での支援も方法の1つです。一時的に公的施設が利用できるように各自治体に柔軟な対応を求めてください。

2. 感染した場合、緊急に必要なこと

1) 入所施設、グループホームで、障害のある人や支援者に感染の疑いが出た場合の早急な検査体制集団生活の場で感染の疑いがある人が出た

場合は、一刻も早い検査が必要です。感染者を確定し、速やかに治療につなげることがクラスターの発生を防ぐことになります。検査体制を大きく見直し、必要な検査を速やかに受けられるようにしてください。

2) 障害のある人が感染した場合の速やかな入院

障害のある人は、他の疾患を抱えていることが多く、治療の遅れはいのちの危機を招きます。障害特性を考慮した治療環境を整え、速やかに入院治療を受けられるようにしてください。

3) 障害のある人に感染者、感染の疑いが出た場合の他の入居者との交流を制限できる空間の用意

入所施設、グループホームで感染者、感染疑いのある人が出た場合に、他の入居者とは別の場所で生活できるような場所を用意してください。

4) 情報公開への配慮

感染者が発生した事業所についてマスクミへの情報提供が行われていますが、入所施設やグループホームなどで感染者が出た場合など、障害者差別や偏見を助長することのないように留意し、その場所が特定されないなどの配慮を求めてください。また、政府ならびに自治体の関連会見、関連談話等に際しては、手話通訳を必置としてください。とくに、自治体間の格差の是正を図ってください。

3. 現在の新型コロナウイルス禍を通して早急に改善が必要なこと

1) 感染症対策に対応できる保健所機能の再構築を 検査の遅れが感染者を増やしている現状があります。保健所の統廃合を進めた結果が今回の保健所機能のオーバーフローにつながっています。国は1994年に保健所法を廃止し地域保健法とし、その後保健所を半減させたのです。公

衆衛生機能を後退させたツケが今回の検査体制の弱体化に現れています。このような事態を繰り返さないために保健所機能の再構築を求めます。また、国が国立や公立病院の統廃合や病床の再編成を進めたことで、拠点となる地域医療の崩壊を招いています。人々のいのちを守る医療体制を再構築してください。

2) 日額払いの報酬支払制度の撤廃を

緊急事態宣言を受けて臨時の取扱いとして在宅支援が認められました。しかし、あくまでも臨時的取扱いに過ぎません。ここ数年間の大規模災害でもそうでしたが、今回のコロナ問題でも日額払いの報酬制度がいかに事業所運営を脆弱なものにしているかが露わになりました。臨時的取扱いが行われなければ、全国の相当数の事業所の事業が継続困難になっていたはずです。障害のある人を支

える仕組みとしての福祉サービスにおける1割の自己負担原則の利用契約や報酬の日額払いの制度はこの機会に見直し、必要に応じて受けられるサービスへの見直しや、報酬については月額払いとして、障害のある人が安心して使えるサービス、そのことを支える事業所の安定的な運営を確立すべきです。





ご本人・ご家族  
支援者の方へ

# 発達障害 の視点から見た ギャンブル等の依存

♥多様性の理解と適切な支援のために♥



競輪の補助事業

この小冊子は競輪の補助により作成しました  
<https://hojo.keirin-autorace.or.jp/>

**KEIRIN**  
00

## Q&A

**Q** 発達障害傾向のある人が一度ギャンブルなどに依存すると、医療機関や自助グループに行かないと解決できませんか？

**A** 依存やこだわりの対象や程度、本人の特性や背景によって解決の道筋は多様です。自らのASDやADHD傾向を自覚することは自分理解に有益です。依存やこだわり行動に替わる余暇の過ごし方を考え実践することは効果的です。また、様々な生活場面での対処方法の援助(生活支援)を受ける、無理のない仕事に就くなど生活安定により依存やこだわりの問題が小さくなる場合もあります。

**Q** 知的障害とギャンブルなどの依存行動には関係がありますか？

**A** 義務教育課程で勉強が苦手であったり、生活することに苦労することが多い方は知的障害が影響しているかもしれません。その場合は、生活支援を中心に対応したほうが効果的です。発達検査を受けて、元々の弱さを評価してもらったことも支援の参考になります。

**Q** 自助グループに何度か参加しましたが、沢山の人がいて緊張して話ができません。不安が強くなり帰り道にまた遊んでしまいました。家族からはとにかく参加を継続してほしいと言われます。つらくても行かなくてはいけませんか？

## Q&A

**Q** 発達障害の人の場合、ギャンブルなどに依存すると、コントロールして遊ぶことは不可能なのでしょうか？

**A** 依存する人は自分でやめられると過信しがちです。適度に遊ぶことは決して易しくはありません。

**Q** 発達障害、自閉症、ADHDとは何ですか？ どのような関係ですか？

**A** 自閉スペクトラム症 (ASD)、注意欠如多動症 (ADHD)、学習障害、チック症、吃音などを一括りにして発達障害と呼んでいます。生まれつき脳の一部の機能に違いがあり、感覚や知覚が一般の人と異なります。外見では分かりにくいいため、理解されにくく、周囲に誤解されやすいと言えます。

**Q** 発達障害で支援を受けることと、ギャンブルなどの依存で治療や支援を受けることは分けて考えたいのでしょうか？

**A** 発達障害のある方の依存やこだわり行動は、発達障害に起因していることが多いと考えられます。発達障害の考え方や関わり方を基本として、依存やこだわりの問題に介入する必要があります。

令和2年4月27日

会員各位

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会  
理事長 河村 舟二

## 2020年度特定非営利活動法人奈良県自閉症協会第13回総会（ご通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、私どもの会の活動に、格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年度特定非営利活動法人奈良県自閉症協会総会を定款第24条※1および第25条3項※2に従い、下記のとおり開催致します。今年度は新型コロナウイルス感染症に対する対策が実施されている中で、密閉・密集・密接の3密に留意しての総会です。会員のみによる小規模なものとし、来賓のご参加及び記念講演は実施せず、参加者を少人数にしぼり、会員の委任状を多く集めて総会を成立させる形で実施したいと思います。

そこで、お手数ですが同封の出欠（委任状）はがきを5月20日までに事務局に必ず届くよう、ご返送ください。総会に参加される方はマスクを着用し、3密の回避に努めていただきますようお願いいたします。

### 記

日 時 令和2年年5月22日（金）10：30～13：30（受付10：00）

場 所 DMGMORI やまと郡山城ホール 会議室B・C  
大和郡山市北郡山211-3 ※駐車場有  
TEL 0743-54-8000

日 程 10：30 参加者確認  
10：40～13：30 総会議事  
1号議案 2019年度（令和元年度）活動報告の承認  
2号議案 2019年度（令和元年度）会計決算報告の承認  
3号議案 役員承認  
4号議案 2020年度（令和2年度）事業計画（案）の承認  
5号議案 2020年度（令和2年度）会計予算（案）の承認  
その他

※1 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

※2 第25条3項 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。



# 生活

seikatsu@esahi.com

## 日常が一変 障害者の暮らし

### 施設利用 やむなく交代制／不安でパニック

新型コロナウイルスの感染拡大は、予期しない日常の変化に不安を感じやすい障害のある人や、暮らしを支える支援者にも大きな影響を及ぼしています。

### 新型コロナ

埼玉県川口市にある「あぬま福祉社会」は3月から、通所施設6カ所に通う約1500人のうち約60人が交代で自宅待機し、入所施設3カ所で暮らす計約130人のうち約40人も、交代で一時的宅をしている。

#### 感染予防手助け

利用者のなかには、身体障害があつて手を洗うのが難しくかったり、知的障害があつてマスクを正しく着けなければならぬかわからず拒んだりする人もいる。手助けなしで自分で予防するのは容易ではないという。

難病などの基礎疾患があり、感染すれば重症化しやすい人も、密接のリスクを避ける

#### 作業所の販路が

様々な社会活動の停滞は、障害者が働く現場も影響している。7都府県に設置する「きりぎりす共同作業所」(さいたま市)は感染防止対策を始めた。感染リスクを心配

出された4月10日、「きりぎりす共同作業所」(さいたま市)は感染防止対策を始めた。感染リスクを心配



マスクを着け検温する藤森京馬さん(左から2人目)。支援員から体温計を受け取った発達障害のある青柳花音さん(右)は「ウイルスはこわいけれど、ここに来ると安心する」

### 生活リズムの維持を

—専門家に聞く

社会全体に不安が広がる中で、障害のある人たちがどう支えればいいのか。

王子クリニック(東京都)の石崎朝世医師は「手洗いやマスクの着用を基本に、自分で衛生管理をしづらいた人には周囲の手助けが必要だ。障害のある人は、できるだけ自分の生活リズムを保つことが大事」と話す。その上で「過度に外出を自粛してストレスをためるより、人が少ない場所や時間を選んでの散歩など気分転換を探り入れてほしい。衛生管理を手助けする家族や支援者の健康も大切」と助言する。

予期しない変化に特に不安を感じやすいのが、自閉症の人たちだ。

川崎医療福祉大学の諏訪利明准教授(医療福祉)は、自閉症の人の家族、支援者に向けた支援策「不確定な時に自閉症の人を支援する」ということを大学のウェブサイトで公開(タイトルで検索)。米ノースカロライナ大の専門家チームが作った文書を訳したもので、「七つの戦略」とその方法が書かれている。

例えば新型コロナウイルスの感染に明らかな表現を使うことを避け、ウイルスについて「非常に小さく、体内に侵入すると病気になる」などと明示する。(森本美紀)

「コロナウイルスで不安なのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です」。自閉症

利用者が親たちの不安を憂うのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です。自閉症

水の感染が苦手な人には手洗いの代わりに除菌ティッシュで拭いてもらい、スキン

「コロナウイルスで不安なのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です」。自閉症

利用者が親たちの不安を憂うのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です。自閉症

水の感染が苦手な人には手洗いの代わりに除菌ティッシュで拭いてもらい、スキン

「コロナウイルスで不安なのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です」。自閉症

利用者が親たちの不安を憂うのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です。自閉症

水の感染が苦手な人には手洗いの代わりに除菌ティッシュで拭いてもらい、スキン

「コロナウイルスで不安なのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です」。自閉症

利用者が親たちの不安を憂うのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です。自閉症

水の感染が苦手な人には手洗いの代わりに除菌ティッシュで拭いてもらい、スキン

「コロナウイルスで不安なのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です」。自閉症

利用者が親たちの不安を憂うのは、好きなところに出かけられないことです。いつまで続くのか不安です。自閉症

水の感染が苦手な人には手洗いの代わりに除菌ティッシュで拭いてもらい、スキン

### 福岡の餃子専門店黒兵衛さんからの情報

オーナーさん自身が発達障害の当事者であり、多くの障害を持つ人を雇われています。そして自閉症・発達障害者の人たちの感覚過敏などの特性を生かし味覚の鋭さを商売に生かしておられます。障害者雇用16年、餃子一本で頑張っておられます。全国に宅急便で送ってくれます。http://kurobee007.shop-pro.jp



発行人：関西障害者定期刊行物協会  
住所：〒543-0015 大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F  
編集人：奈良県自閉症協会  
定価：100円

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行